

# 安平町 住み替えに関する支援策一覧

令和2年1月

区分	支援内容	条件など	問合せ先									
令和2年1月から 自宅の新築	上限 1,000,000 円を支援 (費用が上限に満たない場合はその実費分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 半壊以上の被害を受けた方</li> <li>○ 安平町内に新築した場合</li> <li>○ モバイルハウス及びトレーラーハウスの購入も同様</li> <li>○ 自宅を所有している場合は、自宅を解体した場合</li> </ul>	総務課 復興・生活再建支援室 0145-22-2511									
令和2年1月から 中古住宅の購入	上限 1,000,000 円を支援 (費用が上限に満たない場合はその実費分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 半壊以上の被害を受けた方</li> <li>○ 安平町内に中古住宅を購入した場合</li> <li>○ 自宅を所有している場合は、自宅を解体した場合</li> </ul>	総務課 復興・生活再建支援室 0145-22-2511									
自宅の修理	令和2年1月から 半壊以上の被害	上限 200,000 円を支援 (費用が上限に満たない場合はその実費分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 半壊以上の被害を受けた方</li> <li>○ 住宅応急修理制度の適用を受けている場合は、修理金額から 584,000 円を引いた額</li> </ul>	総務課 復興・生活再建支援室 0145-22-2511								
	一部損壊の被害	上限 50,000 円を支援 (費用が上限に満たない場合はその実費分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一部損壊の被害を受けた方</li> </ul>	総務課 復興・生活再建支援室 0145-22-2511								
仮設住宅等 からの転居	令和2年1月から 民間の賃貸住宅へ 転居	災害救助法の適用期限までの期間 (応急仮設住宅等の入居から2年間)の 家賃を支援  <table border="1"> <tr> <td>1世帯当たりの人数に対する月額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>上限 70,000 円</td> </tr> <tr> <td>2～4人</td> <td>上限 93,000 円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>上限 111,000 円</td> </tr> </table>	1世帯当たりの人数に対する月額		1人	上限 70,000 円	2～4人	上限 93,000 円	5人以上	上限 111,000 円	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 応急仮設住宅等に居住していた者が、安平町内の民間の賃貸住宅へ転居した場合</li> <li>○ 勤務先から住居手当が支給されている場合は、家賃からその金額を引いた額</li> <li>○ 共益費は貸主または仲介業者との契約に不可欠なものに限る</li> </ul>	総務課 復興・生活再建支援室 0145-22-2511
	1世帯当たりの人数に対する月額											
1人	上限 70,000 円											
2～4人	上限 93,000 円											
5人以上	上限 111,000 円											
公営住宅へ転居	災害救助法の適用期限までの期間 (応急仮設住宅等の入居から2年間)の 家賃を免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 個別の聞き取りを踏まえて入居先を決定します</li> <li>※ 災害救助法の適用期限までに本入居の手続きが必要です</li> <li>※ 本入居の手続きの際に、敷金が必要となります</li> </ul>	建設課 施設グループ 0145-22-2516									
みなし仮設 住宅などに 引き続き居住	民間の賃貸住宅	災害救助法の適用期限までの期間 (応急仮設住宅等の入居から2年間)の 家賃を免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 災害救助法の適用期限までに本入居の手続きが必要です</li> <li>※ 詳しい手続き等については、現在居住されている住宅の管理人へお問合せください</li> </ul>	健康福祉課 福祉グループ 0145-29-7071								
	公営住宅	災害救助法の適用期限までの期間 (応急仮設住宅等の入居から2年間)の 家賃を免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 災害救助法の適用期限までに本入居の手続きが必要です</li> <li>※ 本入居の手続きの際に、敷金が必要となります</li> </ul>	建設課 施設グループ 0145-22-2516								
引越し	町内での引越し	災害ボランティアセンターにて支援 (ボランティアによるお手伝い)	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 詳しい条件などについては、直接お問い合わせください</li> </ul>	安平町社会福祉協議会 0145-22-3061								
	令和2年1月から 町内への引越し	上限 100,000 円を支援 (費用が上限に満たない場合はその実費分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 半壊以上の被害を受けた方または長期避難指示区域に居住していた方</li> <li>○ 安平町内へ引越しをした場合</li> </ul>	総務課 復興・生活再建支援室 0145-22-2511								